

第 3 章

計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本市は、山岳、丘陵、河川、海岸など、多彩な自然に恵まれており、多種多様な動植物が生息し、本市の魅力のひとつとなっています。この豊かな自然を将来世代へ継承するため、自然環境の保全と開発との調和に引き続き取り組むことが必要です。

また、地球温暖化による気候変動問題に対応するためには、エネルギー源を選択する際に、製造、輸送、利用等の各プロセスにおいて温室効果ガスの排出を抑制することが重要です。市民や事業者などとの連携による、徹底した省エネルギーの取組と、再生可能エネルギーの利活用、長岡産天然ガスやバイオマスなどをはじめとする地域資源の循環、廃棄物の発生抑制などへの対応が必要です。そのためには、私たち一人ひとりが持続可能な社会を創る当事者として、ワークスタイル・ライフスタイルを見直していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念とし、この実現に向けた取組を多様な主体の協働により進めていくことにより、今日の本市を取り巻く諸課題の総合的な解決を目指すものとします。

■ 基本理念

良好な環境の将来世代への継承



2 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、望ましい環境像を次のように定めます。

【脱炭素・資源循環型のまち】

脱炭素社会を目指し、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入が加速されるとともに、廃棄物の発生が抑制され、資源が循環利用されることで生活の豊かさが実感できる、地球環境にやさしい循環型のまち

【人と自然が共生するまち】

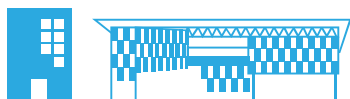
山岳、丘陵、河川、海岸等、多彩で豊かな自然環境と、これらの環境に生息する多様な生物を守るとともに、生活環境被害を防止し、自然環境の活用を通じた自然とのふれあいによって人と自然が共生するまち

【環境汚染のない安全なまち】

大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁等を招く産業・都市生活型公害の防止対策はもとより、廃棄物の不法投棄をなくし適正処理等が行われ、健康な市民生活が確保された環境汚染のない安全なまち

【心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち】

都市内の緑地や水辺空間等生活に身近な自然環境が整備され、地域の魅力が感じられる良好な景観と土地利用が維持されていることで心の豊かさが感じられ、充実した生活を送ることができる快適で魅力的なまち



3 施策の体系

前述した本計画の「基本理念」及び「望ましい環境像」を実現するための施策の体系は、下図に示すとおりです。

なお、「V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり」は、望ましい環境像を実現するための全ての取組につながっています。

